

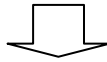
工場立地法の概要

1. 目的（法第1条）

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

2. 制度の仕組み

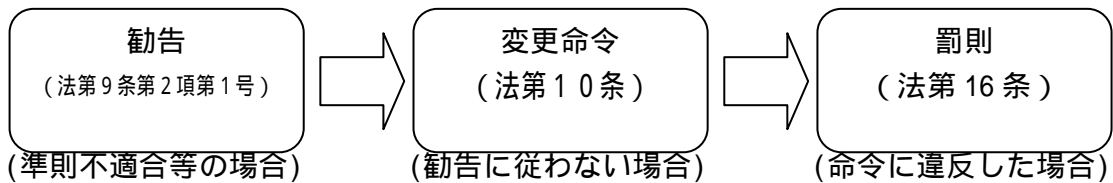
届出(法第6条等)：工場の新設・増設に関する届出義務



法第4条に基づき公表された工場立地に関する準則（法第4条の2に基づく「地域準則」、企業立地促進法第10条に基づく市町村準則）に適合しているか検証

- 敷地面積に対する生産施設の面積の割合の上限 30～65%
(業種によって30、35、40、45、50、55、60、65%のいずれかになる。)
- 敷地面積に対する緑地面積の割合の下限 20%
(都道府県、政令市が地域準則を定める場合 (10～30%))
(企業立地促進法に基づき市町村が条例を定める場合 (1～20%))
- 敷地面積に対する環境施設面積(含む緑地)の割合の下限 25%
(都道府県、政令市が地域準則を定める場合 (10～30%))
(企業立地促進法に基づき市町村が条例を定める場合 (1～25%))

既存工場（法施行以前に設置された工場）に対しては、生産施設の変更等の際、逐次緑地の整備を求める措置が設けられている。



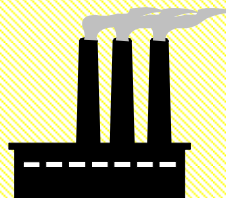
3. 届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)（施行令第1条）
規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上（施行令第2条）

4. 届出先

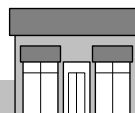
特定工場が立地している都道府県（または政令市）の窓口。ただし、特定工場が、都道府県の条例により届出事務が移譲された市町村に立地する場合及び企業立地促進法に基づく市町村条例の対象地域に立地している場合には市町村の窓口。

工場敷地



生産施設面積比率の上限が、業種により30、35、40、45、50、55、60、65%のいずれかに決められる。

その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）に関する規制はない。



建築基準法の建坪率規制を受ける

緑地を含む環境施設の面積の割合について

25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

25%のうち緑地20%以上。

残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般開放された体育館、企業博物館等）

「地域準則」（法第4条の2）

都道府県及び政令市が、地域の実情に応じて、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

<国が定める範囲>

環境施設（含む緑地）... 15%～35%

緑地 ... 10%～30%

「市町村準則」（企業立地促進法第10条）

市町村は、一定の要件を満たした場合、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

<国が定める範囲>

環境施設（含む緑地）... 1%～25%

緑地 ... 1%～20%